

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2020年8月12日

【四半期会計期間】 第49期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 日本パレットプール株式会社

【英訳名】 NIPPON PALLET POOL CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 辻 幸 則

【本店の所在の場所】 大阪市北区芝田二丁目8番11号

【電話番号】 06(6373)3231(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 曾 我 智 樹

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区芝田二丁目8番11号

【電話番号】 06(6373)3231(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 曾 我 智 樹

【縦覧に供する場所】 日本パレットプール株式会社 関東支店
(東京都中央区日本橋大伝馬町6-7)
日本パレットプール株式会社 埼玉支店
(埼玉県深谷市長在家2720番地1号)
日本パレットプール株式会社 中部支店
(名古屋市中区栄二丁目9番3号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第1四半期 累計期間	第49期 第1四半期 累計期間	第48期
会計期間	自2019年 4月1日 至2019年 6月30日	自2020年 4月1日 至2020年 6月30日	自2019年 4月1日 至2020年 3月31日
売上高(千円)	1,672,836	1,719,372	7,016,540
経常利益(千円)	96,860	251,573	667,849
四半期(当期)純利益(千円)	59,178	170,753	435,819
持分法を適用した場合の投資利益(千円)			
資本金(千円)	767,955	767,955	767,955
発行済株式総数(株)	850,000	850,000	850,000
純資産額(千円)	4,106,415	4,589,285	4,475,353
総資産額(千円)	10,328,310	10,341,765	10,338,983
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	70.32	202.92	517.89
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益(円)			
1株当たり配当額(円)			70
自己資本比率(%)	39.8	44.4	43.3

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 当社は、関連会社を有していないため、「持分法を適用した場合の投資利益」については記載しておりません。
- 4 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間における国内経済については、新型コロナウイルスの急速な感染拡大を受けた緊急事態宣言の発令により、外出自粛の動きが広がったことから、個人消費や企業活動の停滞による景気の減速が顕著となりました。経済活動の正常化には時間を要するものとみられ、先行き不透明感が強まっております。

このような経営環境の中で、「一貫パレチゼーション」の主要顧客である石油化学樹脂関連企業向けレンタルは、顧客側の生産縮小等の影響を受けて貸出数量が伸び悩み、前年同四半期の売上高から微増にとどまりました。その他一般顧客については、顧客側の商品在庫積み増し等の要因により増収基調を持続したため、レンタル売上高は全体で増加しました。また、その他扱いの売上高合計も前年同四半期の実績を上回ったことで、当第1四半期累計期間の売上高総額は17億19百万円で、前年同四半期比46百万円(2.8%)の増収となりました。

費用面につきましては、パレット等のレンタル稼働率の向上とともに、パレットの回収強化による、現有貸与資産の有効活用、運用面での効率化を推進したことにより、営業費用は15億19百万円(前年同四半期比5.7%減)となりました。

この結果、営業利益1億99百万円(前年同四半期比226.5%増)、経常利益2億51百万円(前年同四半期比159.7%増)、四半期純利益1億70百万円(前年同四半期比188.5%増)となりました。

(流動資産)

当第1四半期会計期間末における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ83百万円減少し、15億78百万円となりました。

これはレンタル未収金、現金及び預金の減少が主な要因であります。

(固定資産)

当第1四半期会計期間末における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ86百万円増加し、87億63百万円となりました。

これは貸与資産、無形固定資産及び社用資産の増加が主な要因であります。

(流動負債)

当第1四半期会計期間末における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ2億30百万円減少し、31億57百万円となりました。

これは1年内返済予定の長期借入金の増加はあったものの、買掛金、未払法人税等及び未払金(「その他」を含む)の減少が主な要因であります。

(固定負債)

当第1四半期会計期間末における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ1億19百万円増加し、25億94百万円となりました。

これは長期未払金の減少はあったものの、長期借入金の増加が主な要因であります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ1億13百万円増加し、45億89百万円となりました。

これは利益剰余金の増加が主な要因であります。

なお、当第1四半期累計期間の財政状態及び経営成績において、新型コロナウイルス感染症による影響は軽微にとどまりました。

(2) 資本の財源及び資金の流動性に関する情報

当社の資本の財源及び資金の流動性については、当社の運転資金需要のうち主なものは、貸与資産の回送や修理・洗浄等のメンテナンス費用のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。また、設備資金需要は、パレット等の貸与資産の取得によるものであります。

当社の資金調達の源泉は、主に営業活動によって獲得した現預金であり、売上高の約1.0カ月分を安定的な経営に必要な手元預金水準としており、それを超える分については銀行等の金融機関からの借入と合わせて、運転資金及び設備資金に配分することとしております。このうち借入による資金調達に関して、運転資金については短期借入金で、貸与資産を中心とする設備投資については、長期借入金、割賦契約に基づく長期未払金により調達しております。

なお、当第1四半期会計期間末における借入金及び長期未払金(割賦)を含む有利子負債の残高は48億33百万円となっております。また、当四半期会計期間末における現金及び現金同等物の残高は5億52百万円となっております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間について、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,000,000
計	3,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	850,000	850,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	850,000	850,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日		850,000		767,955		486,455

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 8,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 841,000	8,410	
単元未満株式	普通株式 500		
発行済株式総数	850,000		
総株主の議決権		8,410	

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本パレットプール株式会社	大阪市北区芝田2丁目8番 11号	8,500		8,500	1.00
計		8,500		8,500	1.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	737,669	701,835
受取手形	17,749	16,420
レンタル未収金	763,565	725,913
売掛金	100,409	85,441
その他	47,403	53,051
貸倒引当金	4,336	4,052
流動資産合計	1,662,460	1,578,609
固定資産		
有形固定資産		
貸与資産		
貸貸用器具(純額)	7,633,103	7,677,902
貸与資産合計	7,633,103	7,677,902
社用資産		
建物(純額)	156,515	162,458
土地	483,126	483,126
その他(純額)	111,706	122,139
社用資産合計	751,348	767,725
有形固定資産合計	8,384,452	8,445,628
無形固定資産		
投資その他の資産	16,583	47,314
投資有価証券	178,431	181,346
その他	110,276	99,180
貸倒引当金	13,221	10,312
投資その他の資産合計	275,486	270,214
固定資産合計	8,676,522	8,763,156
資産合計	10,338,983	10,341,765
負債の部		
流動負債		
買掛金	691,236	651,109
短期借入金	1,030,000	1,030,000
1年内返済予定の長期借入金	998,172	1,038,116
未払法人税等	177,606	79,481
引当金	48,863	51,311
その他	442,484	307,764
流動負債合計	3,388,363	3,157,781
固定負債		
長期借入金	1,891,680	2,060,026
引当金	19,321	20,233
長期未払金	532,019	482,193
資産除去債務	32,245	32,246
固定負債合計	2,475,266	2,594,698
負債合計	5,863,629	5,752,480

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	767,955	767,955
資本剰余金	486,455	486,455
利益剰余金	3,230,691	3,342,541
自己株式	17,822	17,822
株主資本合計	4,467,279	4,579,129
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,074	10,156
評価・換算差額等合計	8,074	10,156
純資産合計	4,475,353	4,589,285
負債純資産合計	10,338,983	10,341,765

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)
売上高	1,672,836	1,719,372
売上原価	1,373,692	1,297,591
売上総利益	299,143	421,780
割賦販売未実現利益繰入額	1,110	699
割賦販売未実現利益戻入額	1,938	1,605
差引売上総利益	299,971	422,687
販売費及び一般管理費	238,754	222,803
営業利益	61,216	199,884
営業外収益		
受取利息	3	3
受取配当金	2,265	2,176
紛失補償金	33,491	47,263
廃棄物処分収入	8,018	6,190
その他	114	3,353
営業外収益合計	43,893	58,987
営業外費用		
支払利息	8,249	7,297
営業外費用合計	8,249	7,297
経常利益	96,860	251,573
税引前四半期純利益	96,860	251,573
法人税、住民税及び事業税	39,844	73,371
法人税等調整額	2,162	7,448
法人税等合計	37,681	80,820
四半期純利益	59,178	170,753

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象ですが、前事業年度末では、当社の事業上は短期的な顧客の生産調整にとどまる事象であり、収益への影響は限定的であるとの仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。この仮定は当四半期累計期間末でも変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の事業への影響が上記仮定により長期化・深刻化した場合には、当四半期累計期間末後の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	679,030千円	614,052千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	58,907	70	2019年3月31日	2019年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	58,903	70	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期財務諸表等規則第10条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

当社は、パレットレンタル事業を主たる業務としております。販売及びその他収入(利用運送事業に伴う収入)については、レンタル事業に付随して行われているのみであり、不可分の販売形態の単一セグメントであり、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

当社は、パレットレンタル事業を主たる業務としております。販売及びその他収入(利用運送事業に伴う収入)については、レンタル事業に付随して行われているのみであり、不可分の販売形態の単一セグメントであり、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純利益	70円32銭	202円92銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	59,178	170,753
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	59,178	170,753
普通株式の期中平均株式数(千株)	841	841

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月4日

日本パレットプール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	方	実
--------------------	-------	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	坂	岳	大
--------------------	-------	---	---	---	---

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本パレットプール株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の第1四半期会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本パレットプール株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。